

監査告示第 1 号

平成30年1月25日

鹿児島市監査委員	中	園	博	揮
同	小	迫	義	仁
同	柿	元	一	雄
同	ふ	じく	ぼ	博
				文

平成28年度包括外部監査の結果に関する措置状況について（公表）

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、包括外部監査の結果に基づく措置を講じた旨の通知がありましたので、同項の規定により公表します。

健総第126-1号
平成29年11月30日

鹿児島市監査委員 殿

鹿児島市長 森 博幸



平成28年度包括外部監査の結果に関する措置状況について（通知）

このことについて、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

平成28年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）

「鹿児島市の高齢者福祉及び介護保険事業にかかる事務の執行について」

指摘事項等	担当局部課名	措置状況
IV. 監査の指摘及び意見 1. 敬老祝事業に関する項目 (2) 指摘及び意見 1) 敬老祝金等受領書の受領日付欄設定について (意見) 短期間ではあるものの管理職員が数十万円の公金を保管する起点となる書類であることから、事実関係を明示するためにも現金受領時点を示す敬老祝金受領書に受領日を記載することが必要である。 (P37)	健康福祉局 すこやか長寿部 長寿支援課	措置 平成29年度から、敬老祝金受領書に受領日の記載欄を設け、管理職員が受領日を記入するようにした。

指摘事項等	担当局部課名	措 置 状 況
<p>IV. 監査の指摘及び意見</p> <p>1. 敬老祝事業に関する項目</p> <p>(2)指摘及び意見</p> <p>2)敬老祝金の事業規模について (意見)</p> <p>他の中核市と比較した場合、本市の制度内容は手厚い方であると言える。今後も高齢化は着実に進展すると想定されることから、他自治体の状況も比較勘案しながら本市の制度の内容を再検討することも視野に入れる必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(P38-41)</p>	<p>健康福祉局 すこやか長寿部 長寿支援課</p>	<p>措置</p> <p>敬老祝事業は、対象となる高齢者の増加に伴い、事業費が年々増加している中、地域包括ケアシステムの構築に向け、各種施策を推進することとしており、財源の効率的・効果的な活用が必要なことや、他の中核市の状況等を総合的に勘案し、平成 29 年度から事業の見直しを行った。</p> <p>(見直しの内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敬老祝金 (88 歳) 3 万円 → 2 万円 ・敬老祝金 (100 歳) 10 万円 → 5 万円 ・長寿祝金 (最高齢者) 20 万円 → 10 万円 ・記念品 (88 歳以上) 廃止
<p>IV. 監査の指摘及び意見</p> <p>2. 愛のふれあい会食事業に関する項目</p> <p>(2)指摘及び意見</p> <p>1)出席人数、出席率の把握について (意見)</p> <p>出席率が著しく低い団体が存在する。出席率が低い理由、それを向上させる方法等を団体等と協議する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(P43-44)</p>	<p>健康福祉局 すこやか長寿部 長寿支援課</p>	<p>措置</p> <p>ふれあい会食を実施している一部の団体においては、地域の対象と見込まれる者を全て名簿に記載しており、当初設定した参加者が集められない状況となっていたことから、出席率が低いものとなっていた。各団体に対しては、事業説明会等を通して、地域の実情に即した事業対象者を記載するように指導を行った。</p> <p>それでもなお、出席率が低い団体については、実情等を聞きながら、出席率の向上が図られるよう協議することとした。</p>

指摘事項等	担当局部課名	措置状況
<p>IV. 監査の指摘及び意見</p> <p>2. 愛のふれあい会食事業に関する項目</p> <p>(2) 指摘及び意見</p> <p>2) 開催中止の把握について (意見)</p> <p>開催中止になったものの市には連絡がなかったため市としては中止を把握できない例が存在した。支出額に影響はないものの、市への連絡を遵守するよう周知したり、毎月市に提出する実績報告書において中止の旨を明記するよう依頼したりして情報把握を容易にできるようにすべきである。</p> <p>(P44)</p>	<p>健康福祉局 すこやか長寿部 長寿支援課</p>	<p>措置</p> <p>平成29年度の事業説明会において、会食の中止や、日程の変更、申込書の記載内容に変更があった場合は、必ず事前に長寿支援課に連絡するよう改めて通知した。</p>
<p>IV. 監査の指摘及び意見</p> <p>5. 老人介護手当支給事業に関する項目</p> <p>(2) 指摘及び意見</p> <p>1) 却下される申請書について (意見)</p> <p>2月の申請案件のなかに、既に8月に受給しているという理由で却下される案件が散見される。申請受理後の事務負担等の軽減の観点から、このような申請を未然に防止する方策が必要である。</p> <p>(P53-55)</p>	<p>健康福祉局 すこやか長寿部 長寿支援課</p>	<p>措置</p> <p>平成29年度発行の高齢者のしおり「輝きライフ」の老人介護手当支給事業の項目に、「1年度につき支給は1回のみ」の注意書きを追加で記載した。</p> <p>また、8月の申請受付前に市民生委員児童委員協議会の役員会並びに地区民児協会会長会において、「支給は1年度につき1回であり、8月に申請され、支給決定となった場合は、翌年2月は対象とならない」旨の説明を行ったところであり、2月の申請受付前においても、民生委員や居宅介護支援事業所等に同様の案内を行うなど周知を図ることとした。</p>

指摘事項等	担当局部課名	措置状況
<p>IV. 監査の指摘及び意見</p> <p>6. 紙おむつ等助成事業に関する項目</p> <p>(2) 指摘及び意見</p> <p>1) 領収書への押印について (意見)</p> <p>紙おむつの領収書原本を本人へ返却する場合、申請済みの押印をしてから返却しているが、押印の確認ができないものが相当数見られた。押印時の手順の遵守を徹底されたい。</p> <p>(P57)</p>	<p>健康福祉局 すこやか長寿部 長寿支援課</p>	<p>措置</p> <p>領収書原本については、押印のうえコピーをするという手順を徹底するため、本庁及び各支所に改めて通知した。</p>
<p>IV. 監査の指摘及び意見</p> <p>8. ひとり暮らし高齢者等安心通報システム設置事業に関する項目</p> <p>(2) 指摘及び意見</p> <p>1) 利用対象者に関する記載について (意見)</p> <p>利用対象者の要件に照らして、利用申請書の記載内容が不十分な例、記載内容に矛盾のある例が各1件あったので、後々疑義が生じないように記載内容に留意すべきである。</p> <p>(P62-63)</p>	<p>健康福祉局 すこやか長寿部 長寿支援課</p>	<p>措置</p> <p>平成28年度から、申請書については、後で疑義を生じることがないように確認した内容等を詳細に記録することで、申請内容が利用要件を満たしているかの確認を徹底するようにした。</p>

指摘事項等	担当局部課名	措置状況
<p>IV. 監査の指摘及び意見</p> <p>8. ひとり暮らし高齢者等安心通報システム設置事業に関する項目</p> <p>(2)指摘及び意見</p> <p>2)機器保守点検の確認について (意見)</p> <p>設置済みの安心通報システム機器については年1回以上の保守点検を委託業者に要請しているが、点検状況の網羅性について十分確認がなされていないので、委託業者から実績報告を受けること等により確認すべきである。</p> <p>(P63-64)</p>	<p>健康福祉局 すこやか長寿部 長寿支援課</p>	<p>措置</p> <p>平成28年度から、年度末に全ての利用者の保守点検の実施状況を提出させ、実施の確認を行うとともに、実施できなかった者について、その理由を報告させるようにした。</p>
<p>IV. 監査の指摘及び意見</p> <p>8. ひとり暮らし高齢者等安心通報システム設置事業に関する項目</p> <p>(2)指摘及び意見</p> <p>3)安心通報システム台帳の記録について (意見)</p> <p>長期入院後撤去されている事例について、安心通報システム台帳に報告状況の記載がなかった。適時適切な報告・検討がなされたのであればそれを示す記載を安心通報システム台帳に残すべきである。</p> <p>(P64-65)</p>	<p>健康福祉局 すこやか長寿部 長寿支援課</p>	<p>措置</p> <p>平成29年度から、長期入院等についての報告や撤去の検討状況等を安心通報システム台帳に記録するようにした。</p>

指摘事項等	担当局部課名	措置状況
<p>IV. 監査の指摘及び意見</p> <p>10. 高齢者住宅改造費助成事業に関する項目</p> <p>(2) 指摘及び意見</p> <p>1) 調査票の日付について (意見)</p> <p>交付申請書とともに提出を受ける「住宅改造費助成事業調査票」の日付が空欄のものが散見されるので記入するよう指導されたい。</p> <p>(P69)</p>	<p>健康福祉局 すこやか長寿部 長寿支援課</p>	<p>措置</p> <p>住宅改造費助成事業調査票については、申請時に日付の記入漏れがないか必ず確認するよう、担当職員に対し指導を徹底した。</p>
<p>IV. 監査の指摘及び意見</p> <p>12. 老人クラブ補助金交付事業に関する項目</p> <p>(2) 指摘及び意見</p> <p>2) 老人クラブ組織強化事業の成果について (意見)</p> <p>老人クラブ組織強化事業について一定の成果は認められるものの、鹿児島市老人クラブ連合会からの実績報告の内容が定形的なものに留まっている。より詳細な報告を求め、今後の老人クラブの存続、発展のために市老連との更なる連携強化を図ることを検討されたい。</p> <p>(P75-76)</p>	<p>健康福祉局 すこやか長寿部 長寿支援課</p>	<p>措置</p> <p>平成29年度から、毎月の実績報告書の提出にあたって、新規設立・復帰に向けての相談、助言・指導等の具体的な内容や、単位老人クラブ主催の会議出席などの活動に係る詳細な資料を提出させるようにした。</p>

指摘事項等	担当局部課名	措置状況
<p>IV. 監査の指摘及び意見</p> <p>15. 鹿児島市立喜入園に関する項目</p> <p>(2) 指摘及び意見</p> <p>1) 保管転換時の物品登録漏れについて</p> <p>(指摘)</p> <p>備品の保管転換の際、長椅子の物品登録が漏れていた。他に登録漏れとなっている物品がないか等について確認されたい。</p> <p>(P92)</p>	<p>健康福祉局 谷山福祉部 喜入保健福祉課 (喜入園)</p>	<p>措置</p> <p>長椅子の物品登録については、登録処理を行った。併せて他に登録漏れがないことを確認した。</p>
<p>IV. 監査の指摘及び意見</p> <p>19. 高齢者栄養改善事業に関する項目</p> <p>(2) 指摘及び意見</p> <p>1) 栄養改善の評価について</p> <p>(意見)</p> <p>栄養改善の最終段階での総合評価に客観性を持たせ、かつ利用者本人にも結果を納得し自覚や意欲を持たせる意味で「栄養改善サービス評価・報告書」に利用者本人の確認欄を設けること等の策を検討されたい。</p> <p>(P108-109)</p>	<p>健康福祉局 保健所 保健予防課</p>	<p>措置</p> <p>平成 29 年度から、栄養改善サービスに対する事業評価・報告書について、栄養改善の最終段階での総合評価に客観性を持たせ、利用者との評価内容を確認することとし、利用者本人より確認(署名)をもらう書式に変更した。</p> <p>なお、平成 29 年度から事業名を「通所型短期集中予防サービス」へ変更した。</p>

指摘事項等	担当局部課名	措置状況
<p>IV. 監査の指摘及び意見</p> <p>22. 地域包括支援センター運営事業に関する項目</p> <p>(2) 指摘及び意見</p> <p>1) 委託料により購入した物品等の報告について</p> <p>(指摘)</p> <p>仕様書にある「委託料により購入した物品等についての報告」について、報告書の形式で受託者から受領する必要がある。</p> <p>(P120-121)</p>	<p>健康福祉局</p> <p>すこやか長寿部</p> <p>長寿あんしん課</p>	<p>措置</p> <p>平成29年度から、仕様書において、受注者は物品管理台帳を作成し適正に管理するとともに、当該台帳を翌年度の5月20日までに発注者へ提出しなければならない旨を定めた。</p>
<p>IV. 監査の指摘及び意見</p> <p>25. 社会福祉法人等に対する指導監査等に関する項目</p> <p>(2) 指摘及び意見</p> <p>1) 監事との意見交換について</p> <p>(意見)</p> <p>指導監査時に監事の立会いを求めているが、監事監査の実効性をより高めると同時に、問題点・留意点を把握する手段の1つとして、監事に対するヒアリング、意見交換を必須の手段とすることを検討されたい。</p> <p>(P137-138)</p>	<p>健康福祉局</p> <p>すこやか長寿部</p> <p>指導監査課</p>	<p>措置</p> <p>指導監査時の監事の立会いにおいて、監事に制度理解を深めてもらい、監事監査の実効性をより高めるために、監事に対するヒアリング、意見交換結果について、平成29年度から、所定の様式として「社会福祉法人監事に対する聴き取り表」を作成し、実施した。</p>

指摘事項等	担当局部課名	措置状況
<p>IV. 監査の指摘及び意見</p> <p>25. 社会福祉法人等に対する指導監査等に関する項目</p> <p>(2) 指摘及び意見</p> <p>2) 指導監査指摘事項の是正結果把握漏れについて(指摘)</p> <p>指導監査の指摘事項に対する事業者からの改善報告書の内容で、提出日現在はまだ、未開催であった理事会の後に提出を指導していた書類の入手がなされていない事例があった。事後のフォローに漏れが生じないようにする策を講じられたい。</p> <p>(P138)</p>	<p>健康福祉局</p> <p>すこやか長寿部</p> <p>指導監査課</p>	<p>措置</p> <p>改善報告書は、是正又は改善結果が補完された状態で提出されるが、是正又は改善に時間を要する場合については、後日、他の担当者であっても分かるように、平成29年度から付箋貼付をしておくとともに、改善報告書提出チェック表の報告日を赤字で記入し、提出の進捗状況を適宜把握するようにした。</p>